

令和3年6月2日

市政記者クラブ 様

健康福祉局高齢福祉部介護保険課
担当 奥野（750-7880）

要介護認定の主治医意見書作成依頼書等の誤送付について

名古屋市介護認定事務センター（以下、「認定事務センター」という。）において、要介護認定の主治医意見書作成依頼書及び主治医意見書（以下、「主治医意見書作成依頼書等」という。）の誤送付がありましたので、ご報告します。

記

1 経緯

- ・5月25日（火）、認定事務センターにおいてAさんの認定申請に係る主治医意見書作成依頼の変更にあたり、B病院へ送付すべきところ、誤って別の病院であるC病院へ送付してしまいました。
- ・5月28日（金）17時00分頃、C病院から認定事務センターへの連絡により、誤送付が判明しました。

2 漏えいした個人情報

被保険者番号、住所、氏名、生年月日、年齢、性別

3 対応

- ・C病院へは、5月28日（金）に謝罪しました。誤って送付した主治医意見書作成依頼書等については、郵送により返信していただき、6月2日（水）に書類の返却を確認しました。
- ・Aさんには、6月1日（火）16時45分頃、ご家族を通じて、電話にて事情を説明のうえ謝罪しました。

4 原因

- ・認定事務センターにおいて、ご家族から変更先の病院名を電話でお聞きした際、B病院と記録すべきところ、別の方の書類に記載されていたC病院と誤認したまま記録をしてしまいました。そのため、誤った記録を基にシステムへの入力及びダブルチェックを行ったため、誤送付を防ぐことができませんでした。

5 再発防止策

- ・認定事務センターにおける主治医意見書作成依頼書等の事務手順を見直し、正しい情報の記録及びダブルチェックが確実にできるよう、改めて事務処理手順を徹底します。
- ・認定事務センター職員に、朝礼、ミーティング等を活用し、個人情報の保護及び再発防止について再度注意喚起を行いました。